

## 宮崎市子どもの未来応援基金条例

### (設置)

第1条 全ての子どもが生まれ育った環境にかかわらず、自らの未来に希望を持ち、健やかに成長できるまちづくりを推進するため、宮崎市子どもの未来応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (積立て等)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

2 前項に定めるもののほか、前条に規定する目的のための寄附金その他の寄附財産は、基金として積み立て、又は維持するものとする。

### (管理)

第3条 基金に属する現金その他の財産は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

### (繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### (処分)

第6条 市長は、第1条に規定する目的のために必要があると認めるときは、基金の全部又は一部を処分することができる。

### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。